

新規上場申請のための四半期報告書

(第13期第1四半期)

自 2021年4月1日

至 2021年6月30日

株式会社イーディーピー

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期財務諸表	12
(1) 四半期貸借対照表	12
(2) 四半期損益計算書	13
第1 四半期累計期間	13
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年5月20日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社イーディーピー
【英訳名】	EDP Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤森 直治
【本店の所在の場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼総務部長 高岸 秀滋
【最寄りの連絡場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼総務部長 高岸 秀滋

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期累計期間	第12期
会計期間	自2021年4月1日 至2021年6月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (千円)	323,819	1,139,979
経常利益 (千円)	105,265	270,747
四半期(当期)純利益 (千円)	88,735	253,346
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	478,170	477,420
発行済株式総数 (株)	21,468	21,453
純資産額 (千円)	1,725,178	1,634,943
総資産額 (千円)	2,306,419	2,280,212
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	41.34	131.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	74.8	71.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 当社は、第12期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第12期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
7. 2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
8. 第13期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第12期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビュー及び監査を受けております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

また、当第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当第1四半期累計期間においては、米国経済の回復基調が明確となり、欧州においても明るい兆しが見えてまいりました。一方で、新型コロナウイルス感染は、デルタ株が猛威を振るっており、英国、ロシア、インドネシア等で新規感染者の急増が見られました。当社のユーザーが多数ある、インドではこの感染のピークが5月となり、各地でロックダウン等の処置が続きました。また、ワクチン接種によって一旦感染が収まったイスラエルも、再び感染が拡大することに対する警戒が始まっています。世界的な景気回復は、当社ビジネスにとってはプラスの影響を与えると予想されますが、個別地域による差異が見られるかもしれません。

当社の主力製品である種結晶については、ユーザーの活動が上記の新型コロナウイルスの影響はほとんどなく、むしろ供給量の増加要請が多数届いています。世界的なLGD（Laboratory Grown Diamond、人工宝石）の市場拡大は、前事業年度にも増して進んでいる様に見られます。また、新しい宝石製造メーカーが、インドを中心に多数起業されており、これ等の一部を新規ユーザーとして取引を開始いたしております。

この結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高323,819千円、営業利益107,440千円、経常利益105,265千円、四半期純利益88,735千円といずれも四半期として過去最高の実績となりました。また、製品種類別の売上高は、種結晶302,862千円、基板及びウエハは8,970千円、光学系及びヒートシンクは2,720千円、工具素材は9,266千円となりました。

なお、当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

②財政状態の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は2,306,419千円となり、前事業年度末に比べ26,207千円増加いたしました。これは主に現金及び預金の減少70,073千円があったものの、仕掛品の増加26,669千円、機械及び装置の増加75,636千円等によるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債は581,240千円となり、前事業年度末に比べ64,027千円減少いたしました。これは主に未払法人税等の減少33,354千円、役員賞与引当金の減少10,000千円、長期借入金の減少15,066千円等によるものであります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は1,725,178千円となり、前事業年度末に比べ90,235千円増加いたしました。これは主に四半期純利益計上による利益剰余金の増加88,735千円等によるものであります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費の総額は9,605千円となりました。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は4,950,000株増加し、5,000,000株となっております。また、臨時株主総会決議により定款の一部を変更し、同日付で発行可能株式総数は3,000,000株増加し、8,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年5月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,146,800	2,185,300	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,146,800	2,185,300	—	—

(注) 1. 2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,125,332株増加し、2,146,800株となっております。

2. 2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりであります。

第15回新株予約権

決議年月日	2021年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 10
新株予約権の数(個) ※	17
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 17 [1,700] (注) 1. 6.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	150,000 [1,500] (注) 2. 6.
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年5月2日 至 2028年5月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 150,000 [1,500] 資本組入額 75,000 [750] (注) 6.
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4.

※ 上記概要は、新株予約権発行時(2021年5月1日)における内容を記載しております。当社は、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されており、調整後の内容を[]内に記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & & \text{調整前} & & \text{新規発行} & & \text{1株当たり} \\ & \text{調整後} & = & \frac{\text{株式数}}{\text{株式数}} & \times & \frac{\text{行使価額}}{\text{行使価額}} & + & \frac{\text{株式数}}{\text{株式数}} & \times & \frac{\text{払込金額}}{\text{払込金額}} \\ \text{行使価額} & & & & & & & & & & \\ & & & \text{既発行株式数} & & & + & & & \text{新規発行株式数} & \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（1）に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

（注）3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

（注）5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得事由

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア. 当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役

イ. 当社又は当社子会社の従業員

ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

6. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日(注)1	15	21,468	750	478,170	750	446,780

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2021年10月20日開催の取締役会決議により、2021年11月18日付で普通株式1株につき1株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は2,125,332株増加し、2,146,800株となっております。

3. 2021年7月1日から2022年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が38,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ19,250千円増加し、2022年4月30日現在の発行済株式総数は2,185,300株、資本金497,420千円、資本準備金は466,030千円となっております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,468	21,468	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	21,468	—	—
総株主の議決権	—	21,468	—

(注) 2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は当該株式分割前の「株式数」を記載しております。

また、2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しておりますが、上記「議決権の数」は当該単元株制度採用前の「議決権の数」を記載しております。

② 【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	948,034	877,961
売掛金	100,493	100,305
製品	13,352	10,385
仕掛品	67,221	93,891
貯蔵品	23,570	24,184
その他	33,527	37,733
流動資産合計	1,186,199	1,144,461
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	74,014	73,622
機械及び装置(純額)	924,003	999,640
その他(純額)	4,151	4,535
有形固定資産合計	1,002,170	1,077,798
無形固定資産	6,603	6,318
投資その他の資産		
繰延税金資産	55,355	48,000
その他	29,883	29,840
投資その他の資産合計	85,238	77,840
固定資産合計	1,094,012	1,161,957
資産合計	2,280,212	2,306,419
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,693	9,716
1年内返済予定の長期借入金	190,344	189,624
未払法人税等	46,363	13,009
未払金	61,815	58,519
賞与引当金	9,732	3,109
役員賞与引当金	10,000	—
その他	15,410	19,726
流動負債合計	344,358	293,704
固定負債		
長期借入金	261,838	247,492
退職給付引当金	1,357	1,431
資産除去債務	37,715	37,734
その他	—	878
固定負債合計	300,910	287,535
負債合計	645,268	581,240
純資産の部		
株主資本		
資本金	477,420	478,170
資本剰余金	1,007,020	1,007,770
利益剰余金	150,503	239,238
株主資本合計	1,634,943	1,725,178
純資産合計	1,634,943	1,725,178
負債純資産合計	2,280,212	2,306,419

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	323,819
売上原価	154,765
売上総利益	169,053
販売費及び一般管理費	61,612
営業利益	107,440
営業外収益	
為替差益	595
その他	24
営業外収益合計	619
営業外費用	
支払利息	2,757
その他	37
営業外費用合計	2,795
経常利益	105,265
税引前四半期純利益	105,265
法人税、住民税及び事業税	9,175
法人税等調整額	7,354
法人税等合計	16,529
四半期純利益	88,735

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りの仮定について、重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当座借越契約

当社は、機動的な資金調達を行うため、金融機関との間に当座借越契約を締結しております。なお、当座借越契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
当座借越極度額の総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引借入未実行残高	100,000	100,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	55,492千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

当社は、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	製品の種類				合計
	種結晶	基板及び ウエハ	光学系及び ヒートシンク	工具素材	
地域					
国内	—	4,055	2,720	7,552	14,328
海外	302,862	4,915	—	1,713	309,490
顧客との契約から生じる収益	302,862	8,970	2,720	9,266	323,819
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	302,862	8,970	2,720	9,266	323,819

(注) 地域は、仕向地を基礎として、国内又は海外に分類をしております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	41円34銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	88,735
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	88,735
普通株式の期中平均株式数(株)	2,146,437
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2021年4月20日取締役会決議による第15回新株予約権 新株予約権の数 17個 (普通株式 1,700株)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権(ストック・オプション)の発行)

当社は、2021年6月18日開催の取締役会において、当社取締役に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを決議し、2021年7月1日に発行いたしました。

ストック・オプションの概要は以下のとおりであります。

第16回新株予約権

決議年月日	2021年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個) ※	430
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 430 [43,000] (注) 1. 6.
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	180,000 [1,800] (注) 2. 6.
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年7月2日 至 2028年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 180,000 [1,800] 資本組入額 90,000 [900]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 上記概要は、新株予約権発行時(2021年7月1日)における内容を記載しております。当社は、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されており、調整後の内容を[]内に記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時

点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（1）に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

（注）3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

（注）5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得事由

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア. 当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役

イ. 当社又は当社子会社の従業員

ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

6. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(株式分割、単元株制度の採用及び発行可能株式総数の引き上げ)

当社は、2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で株式分割を実施しております。

上記株式分割に伴い、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

また、2021年11月18日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数の引き上げを実施いたしました。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び発行可能株式総数の引き上げの目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

さらに機動的な資金調達の見地から、発行可能株式総数の引き上げを実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年11月17日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	21,468株
今回の分割により増加する株式数	2,125,332株
株式分割後の発行済株式総数	2,146,800株
株式分割後の発行可能株式総数	5,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年11月18日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 発行可能株式総数の増加

発行可能株式総数を、株式分割後の5,000,000株から8,000,000株へ引き上げました。

(重要な設備投資)

横江第2工場の建設に伴う設備投資及び生産設備移転

当社は、2021年12月14日開催の臨時取締役会において、2021年12月30日での本社工場の生産設備の稼働停止と横江第2工場の建設、当該建設等に伴う既存生産設備の横江第1工場及び横江第2工場への移転計画を決議しております。設備投資及び生産設備移転の概要は次のとおりです。

(1) 設備投資及び生産設備移転の目的

生産設備の配置換えによる合理化及び生産能力の拡大

(2) 設備投資及び生産設備移転の内容並びに導入時期

- ① 所在地 : 大阪府茨木市
- ② 敷地面積 : 471.5㎡

③ 投資予定額 : 約69,000千円 (横江第2工場の建設に係るインフラ構築費用等)

なお、本社工場の生産設備の移転に伴う費用は約20,000千円を見込んでおります。

また、横江第2工場の建物については、事業用建物賃貸借契約を2021年12月21日に締結しております。

④ 稼働時期 2022年2月

(3) 当該設備投資及び生産設備移転が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

本設備投資及び生産設備移転に伴い、横江第2工場の稼働開始までの生産能力の減少による一定期間の売上減少や、既存生産設備の除却費用及び移転費用が見込まれますが、2022年3月期の業績に重要な影響はないと判断しております。また、中長期的な観点において業績向上に資するものと判断しております。

(新株予約権 (ストック・オプション) の行使)

当第1四半期会計期間終了後、当社が2015年1月29日に発行した第4回新株予約権について、2022年1月29日に新株予約権の行使が行われ、同日をもって第4回新株予約権の行使期限満了となっております。

2021年7月1日から2022年4月30日までの新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 行使された新株予約権の個数 | 340個 |
| (2) 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 34,000株 |
| (3) 資本金増加額 | 17,000千円 |
| (4) 資本準備金増加額 | 17,000千円 |

上記の他、第6回新株予約権の行使により発行済株式総数が4,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,250千円増加しております。

以上により、2022年4月30日現在の発行済株式総数は2,185,300株、資本金は497,420千円、資本準備金は466,030千円となっております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書


2022年5月13日

株式会社イーディーピー
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーディーピーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーディーピーの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上